

日本海・九州西広域漁業調整委員会の互選委員について

1 委員会の設置（法第110条）

我が国周辺水域の水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を超えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されている。

また、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会を設けている。

○太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）

○瀬戸内海広域漁業調整委員会

○日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行う。

①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討

②資源回復計画の作成に係る審議

③資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動（法第68条）

④①に関連する漁業調整

3 委員の構成（法第111条）

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者並びに学識経験者で構成する。（日本海・九州西委員会の委員数29名）

鳥取海区互選委員：任 期：4年（H29.10.1～H33.9.30）

事務局：水産庁

協議内容：資源管理に係る協議

（国が作成した資源回復計画対象魚種：アカガレイ（ズワカニ）、ベニズワカニ等）

フロンティア漁場整備事業（国直轄事業、排他的経済水域が対象）

【委員の互選について】（水産庁指導）

1. 委員の互選について

- ・本年9月末日で任期（H25.10.1～H29.9.30）が満了となる。
- ・互選委員について、本年9月末日までに互選する必要がある。

特定漁港漁場整備事業計画の内容



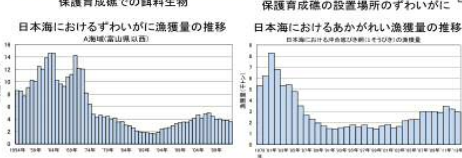
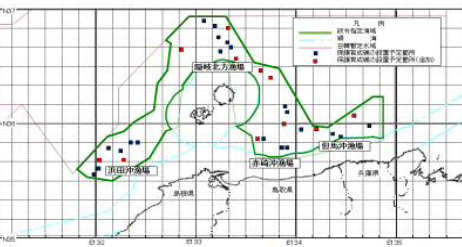
地区の概要

- ・日本海西部海域は、日本固有水のほか、日本列島沿いに北上する対馬海流の影響によりズワイガニ、アカレイをはじめとして様々な魚種の好漁場を形成。
- ・「日本海西部あかがれい(ずわいがれ)に資源回復計画」が平成14年9月に公表され、休漁等の資源回復のための措置がとられるとともに、平成23年4月以降も、引き続き資源管理指針、資源管理計画の下、資源管理に努めている。
- ・本海域の沖合底びき網漁業の主要な漁獲物であるズワイガニ及びアカレイの漁獲量が激減。近年、徐々に回復してきているが、引き続き資源管理等の取り組みを行うことが必要。

費用の負担割合

国：3/4、関係3県：1/4
 関係3県の分担割合
 兵庫48.2%、鳥取45.5%、島根6.3%

日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業計画の概要 ～ フロンティア漁場整備事業の実施 ～



整備目的

日本海西部海域におけるあかがれい及びずわいがれに資源の保護増大

地区名：日本海西部地区漁場
所在地：兵庫・鳥取・島根三県沖合の我が国排他的経済水域
漁獲量：(兵庫・鳥取・島根県産累計)
 アカレイ 3,208トン(H26)
 ズワイガニ 2,140トン(H26)

主な整備の内容

保護育成礁 32群 12,500ha

事業主体：国
総事業費：13,700百万円
事業期間：H19～H33

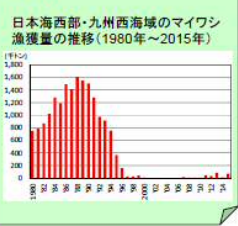


フロンティア漁場整備事業(隠岐海峡地区整備の概要)

～ 排他的経済水域内での水産資源回復の推進～

現状と課題点

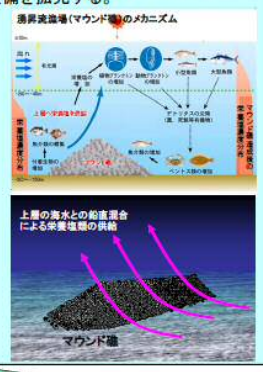
- ・マイワシ・マサバ・マアジは、我が国の海面漁業生産量の30%を占める重要な魚種
- ・しかしながら、日本海西部・九州西海域の漁獲量が減少傾向
- ・特に、マイワシについてはここ20年近く極めて低水準
- ・将来にわたる安定的な漁業活動、これを通じた水産物の安定供給の確保が出来なくなる恐れ。



事業内容

マイワシを主対象に日本海西部・九州西海域の更なる資源の増大を図るため、隠岐海峡において、国による海域の基礎生産力を向上させるための漁場整備を拡充する。

- 事業主体：国
- 総事業費：5,500百万円
- 事業期間：H25～H32
- 計画規模：湧昇流漁場2基



事業効果

- ・マイワシのほか、マサバ・マアジ資源の増大。
- ・国民への水産物の安定供給の確保。

我が国の海洋生物資源の資源管理指針や大中型まき網漁業における資源管理計画 (平成23年3月公表)

小型魚保護・定時休漁等の取組

国が施行する漁場整備事業の要件の規定

1. 漁港漁場整備法改正(H19. 5. 30施行)

- ① 我が国の排他的経済水域において施行されるもの
- ② 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に規定する
 - ・ 第1種又は第2種特定海洋生物資源のうち、
 - ・ その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であって、保護のための措置が講じられているものを対象とするもの
- ③ 事業が施行される場合に、著しい効果があると認められるもの

2. 漁港漁場整備法施行令(H19. 8. 7閣議決定)

- ① 事業の対象とする水産動植物の種類
- ② 事業が施行されるべき海域
- ③ 事業の内容

